　第５７号議案

　　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

　学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成２０年品川区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

　第９条の２（見出しを含む。）中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

　第１０条の見出しを削る。

　第１６条第１項第１号および第２号中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

　第１７条第１項中「定める者」の次に「（第１７条の４第１項において「配偶者等」という。）」を加える。

　第１７条の３の次に次の２条を加える。

　（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第１７条の４　教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度または措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告または申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

２　教育委員会は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の５　教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

⑵　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

⑶　前２号に掲げる措置のほか、規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

　　　付　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第９条の２第１項の規定による超過勤務の制限に係る請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

　（説明）育児を行う学校教育職員に係る超過勤務の制限の対象となる子の年齢を見直すとともに、介護両立支援制度等に係る措置を定めるほか、子の看護のための休暇の見直しに伴い規定を整備する必要がある。